

報告書の提出（船舶の気象測器に関する報告書）

気象業務法

1. 案内情報

- 手続名 : 報告書の提出（船舶の気象測器に関する報告書）
手続根拠 : 気象業務法施行規則第50条
手続対象者 : 気象業務法第7条第1項に該当する船舶
（気象測器を備え付けることが義務づけられた船舶）
提出時期 : 下記1)～3)の事由が発生した後30日以内
1)船舶が法第7条第1項に該当することとなったとき
2)その後1月1日において引き続き法7条第1項に該当するとき
3)前項に掲げる場合において、既に提出した報告書に記載した事項（航路を除く）に変更があったとき
提出方法 : 報告書を作成し、気象庁地球環境・海洋部海洋気象課へ郵送又はFAX で提出してください。
手数料 : 無し
添付書類 : 無し
提出様式 : 気象業務法施行規則別記第4号様式
記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 : 気象庁地球環境・海洋部海洋気象課
電話03 3212 8341（内線5144）
受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
相談窓口 : 提出先と同じ

3. 手続情報

- 審査基準 : -
標準処理期間 : -
不服申立方法 : -